

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母が、現に20歳未満の児童を扶養している家庭をいう。

- (1) 父母(養父母を含む。以下同じ。)が婚姻を解消し現に婚姻をしていない児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (4) 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- (5) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父からの申立てにより発せられたものに限る。)
- (6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (7) 父又は母が海外にあるため扶養を受けることができない児童
- (8) 父又は母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
- (9) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (10) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童

2 この条例において「児童」とは、前項に掲げる場合を除き18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この条例において、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭及び次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

- (1) 父母と死別した児童
- (2) 父母の生死が明らかでない児童
- (3) 父母から遺棄されている児童

4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

5 この条例において、「医療費」とは、疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び社会保険各法に規定する保険給付の対象となる費用(ただし、入院時食事療養費、移送費、家族移送費及び疾病手当金並びに交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。)をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、国民健康保険法及び医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額(ただし、入院時食事療養費に係る負担額を除く。)をいう。

7 この条例において、「附加給付等」とは、社会保険各法の規定による附加給付並びに国民健康保険法及び社会保険各法の規定による高額療養費をいう。

(助成の対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成対象者(以下「助成対象者」という。)は、国民健康保険法の規定による被保険者又は医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、あさぎり町内に住所を有するひとり親家庭の父又は母及びその者に扶養されている児童又は父母のない児童とする。

(助成の制限)

第4条 助成対象者及び父母のない児童の養育者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費を支給しない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令等により、医療費の全額給付を受けるとき。
- (2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条から第10条までに規定する所得の額以上であるとき。

(助成の額)

第5条 町長は、助成対象者に係る医療費につき、助成対象者又はその保護者が一部負担金を支払った場合において、当該支払額の3分の2に相当する額を助成するものとする。ただし、附加給付があるときは、その額を控除した額を助成するものとする。

(受給資格証の交付申請)

第6条 この条例による医療費助成金(以下「助成金」という。)の給付を受けようとする者は、町長に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、助成金の給付を受けようとする者が、ひとり親家庭の父又は母及び児童の場合にあっては当該ひとり親家庭の父又は母が、父母のない児童にあっては当該児童又は児童を扶養する者(以下「受給資格者」という。)がこれをしなければならない。

(受給資格証の交付)

第7条 町長は、前条の規定により交付の申請があった場合において、この条例による助成金の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格者に対し、別に定めるところにより受給資格証を交付するものとする。

2 受給資格の有無について、毎年8月1日現在で確認するものとする。

(助成金の給付)

第8条 助成金の給付は、受給資格証の交付の申請をした日の属する月の翌月から受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

(受給資格証の提示)

第9条 受給資格者が、療養を受ける場合は、保険医療機関又は保険薬局に対し、受給資格証を提示しなければならない。

(給付の申請)

第10条 受給資格者が助成金の給付を受けようとするときは、町長に対し、1箇月を単位として申請しなければならない。

2 前項の申請は、受給資格者が保険給付を受けた月の翌月から起算して1年を経過した日以後においてはすることができない。

(給付の決定)

第11条 町長は、前条の助成金の給付の申請を受けた場合は、内容を審査し、速やかに決定するものとする。

(届出の義務)

第12条 受給資格者は、氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第13条 町長は、偽りその他の不正の行為により助成金の給付を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、助成金の給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を給付した場合において、給付を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償金の支払を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上村母子家庭医療費助成に関する規則(昭和60年上村規則第7号)、免田町母子家庭医療費助成に関する規則(昭和57年免田町規則第6号)、岡原村母子家庭医療費助成に関する規則(昭和57年岡原村規則第9号)、須恵村母子家庭医療費助成に関する条例(昭和57年須恵村条例第15号)又は深田村母子家庭医療費助成に関する規則(平成9年深田村規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年3月12日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成19年6月20日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のあさぎり町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の公布の日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年3月16日条例第12号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、あさぎり町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成15年あさぎり町条例第101号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受給資格証の交付等)

第2条 条例第6条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書(様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。)により行わなければならない。

2 町長は、前項の受給資格証交付申請書の提出を受けたときは、適否について審査を行い、適当と認めた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付台帳(様式第2号)に記載するものとする。ただし、受給者交付台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行い得るときは、受給者台帳の作成を省略することができる。

3 認定を受けたものはひとり親家庭等医療費受給資格証(様式第3号。以下「受給資格証」という。)を交付し、不適当と認めた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

4 条例第7条第2項に規定する受給資格の確認は、受給資格証その他必要な書類を提出させ、毎年8月11日から9月10日までの間に行わなければならない。

5 受給資格証の有効期間が満了したとき、又は受給資格証に記載された受給資格者のすべての者が受給資格を失ったときは、受給資格証を速やかに町長に返還しなければならない。

(給付の申請方法)

第3条 条例第10条の規定に基づくひとり親家庭等医療費助成金の申請は、毎月、ひとり親家庭等医療費助成金申請書(様式第5号)を病院若しくは診療所又は調剤薬局等に提出し、診療(調剤)報酬欄の記載を受けた上、町長に対し行うものとする。ただし、当該医療機関等の領収書の発行を受けた場合は、これをもって代えることができる。

2 条例第2条第4項に規定する医療保険各法の規定による高額療養費の支給を受けることができる場合の前項の申請書には、次の区分ごとに当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 政府管掌健康保険の被保険者又は被扶養者に係る申請書 社会保険事務所の発行する(高額)療養費決定通知書

(2) 健康保険組管掌健康保険の被保険者又は被扶養者に係る申請書 各健康保険組合の発行する高額療養費決定通知書

(3) 各共済組合法による被保険者又は被扶養者に係る申請書 各共済組合の発行する医療受給状況に関する通知書

3 前2項の規定にかかわらず、助成金の額が1,000円に満たない場合の申請は、条例第10条第2項に規定する期日の範囲内において別に定める月ごとにこれを行うことができる。

(給付の決定等)

第4条 町長は、条例第11条の規定に基づく給付の適否について審査を行い、適当と認めた者についてはひとり親家庭等医療費助成金決定通知書(様式第6号)により、不適当と認めた者についてはひとり親家庭等医療費助成金却下通知書(様式第7号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(届出)

第5条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 受給資格者及び世帯主等の住所・氏名

(2) 被保険者名

(3) 保険者名又は組合名

(4) 保険証の記号番号

(5) 附加給付金の内容

- (6) 受給資格の該当要件
 - (7) 受給資格者のうち一部の者に係る資格喪失
 - (8) その他必要な事項
- 2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届(様式第8号)により行わなければならない。
- 3 条例第12条に規定する受給資格を失ったときの届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(様式第9号)により行うものとする。

(再交付)

第6条 受給資格者は、受給資格証を破損又は亡失したときは、町長に対し、再交付の申請をひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書(様式第10号)により行わなければならない。

(助成金の返還)

第7条 条例第13条の規定による助成金の返還通知は、ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書(様式第11号)により行うものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の上村母子家庭医療費助成事業事務取扱要領(昭和60年上村要領第1号)、免田町母子家庭医療費助成事業事務取扱要領(昭和57年免田町要領第1号)、岡原村母子家庭医療費助成事業事務取扱要領(昭和57年岡原村訓令第4号)、須恵村母子家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成4年須恵村規則第7号)又は深田村母子家庭医療費助成事業事務取扱要領(昭和57年深田村訓令第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年6月20日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成26年4月25日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。